

# 個人情報取扱いについて

平成17年4月1日から『個人情報保護法』が施行されています。下記を参照の上、個人情報の管理は厳格に、個人情報を扱うときは気を抜かないようにご注意ください。

## 1. 個人情報保護法とは

官庁、自治体、事業者（企業）すべての組織に対して個人情報の適正な取り扱いと、遵守すべき義務を定めた法律で、平成17年4月1日から施行されています。

## 2. 保護の対象となる者（合否及び過去に関わらず）

・ 在校生、入学前の新生、卒業生（中退含む）、受験生、教職員。

## 3. 個人情報の例

・ 学生の家庭環境、連絡先、成績、合否判定、賞罰などに関するもの。  
・ 教職員の家族、給与、賞罰、振込先などに関するもの。

## 4. 個人情報の取扱いについて教職員が守らなくてはならないこと

- ・ メールに個人情報を添付して送信しない。
- ・ 保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があるときは安全な場所への保管、施錠等をする。
- ・ 個人情報を保有してあるものに対してアクセス出来る者を必要最小限に限定する。
- ・ アクセス権限を有する者であっても業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。
- ・ 権限をもたない者は保有個人情報にアクセスをしない。
- ・ 保有個人情報の内容に誤りを発見した場合は訂正等をおこなう。
- ・ パソコン等で不正な操作や盗み見を防ぐため、席を離れるときにはログオフするか、OSのパスワード付スクリーンロックなどを使用する。
- ・ 個人情報等について、Webで公開したりしない。
- ・ 学内で使用するパソコン等には、必ずWinUpdateやアンチウイルスソフトを入れるなどして、ウイルス等による保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため必要な措置を講ずること。
- ・ 保有個人情報又は情報が記録されている媒体が不要になった場合は、個人情報が復元又は判読が不可能な方法により廃棄を行う。
- ・ 業務上の目的以外の目的で保有個人情報を複製、送信、外部への持出禁止。

## 5. その他

・ 教員は学科・科目・研究室単位で、職員は課・係単位で、個人情報の取扱いについて至急ミーティングを開催してください。